

平成25年（2013年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年10月10日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年10月10日（木）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
総務課長	堀 秀俊	財政課長	工門利弘
環境管理課長	井谷 哲	海山総合支所長	中場 幹

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5 議案第54号	平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

会議録署名議員

5 番 瀧本 攻	6 番 入江康仁
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたのでこれより開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年第5回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、報道関係者の写真撮影等を許可することといたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。それでは議事日程を朗読いたします。

平成25年第5回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年10月10日（木曜日）9時30分開議

- | | |
|----|-------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号） |

以上でございます。

北村博司議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 瀧本 攻君、

6番 入江康仁君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

北村博司議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る10月7日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の議案1件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成25年度普通会計の8月分と、平成25年度水道事業会計の8月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告をいただいております。報告書は、議会図書室に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告は紀勢自動車道地域振興施設建築設計業務についてでございます。建築設計業務の委託業者につきましては、平成25年9月30日に、指名型プロポーザル審査委員会の審査会議におきまして、参加業者5社の書類審査・ヒアリング審査（プレゼンテーション）を実施し、株式会社 東畑建築事務所名古屋事務所に選定・決定したところでございます。

現在、委託業者におきまして、設計書類等の素案を作成中でありますので、出来上がり次第、議員の皆様にお示しし、ご意見等を頂戴する考えでございます。

以上、ご報告といたしまして、第5回紀北町議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

北村博司議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議にあたりましては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、本議案の審議にあたりましては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予

算の総額に、歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,181万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

本件につきましては、去る9月26日に紀北町議会全員協議会でご説明を申し上げました一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件の提訴に対して、応訴とその手続きに着手をさせていただきたく、上程するものでございます。

なお、9月定例会の質疑の中で、私が申請者と会ったのは2回と申し上げましたが、記憶違いでございます。1回が正しいので、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございません。

補正予算の詳細につきましては、財政課長から説明をいたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

続いて、内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

おはようございます。それでは、議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,181万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年10月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、まず、歳出から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費 第11目一般訴訟費は、86万9,000円を増額し、1,431万5,000円とするものでございます。

すべて環境関係訴訟事業にかかる経費でございますが、口頭弁論打合せの際の弁護士日

当として、第8節 報償費が12万6,000円。現地打合せのための弁護士の費用弁償として、第9節 旅費が1万6,000円。口頭弁論の際に利用するマイクロバスの裁判所までの燃料費として、第11節 需用費に6,000円でございます。第12節 役務費62万円は、裁判弁護着手金の51万5,000円と、訴訟にかかる事務手数料が10万5,000円でございます。第13節 委託料1万8,000円は、裁判所へのマイクロバス送迎業務委託料で、第14節 使用料及び賃借料8万3,000円は打合せのための会議室使用料として、2万1,000円と高速道路通行料金が1万2,000円、マイクロバスの賃借料が5万円でございます。

次に、その財源となる歳入でございますが、6ページにお戻りください。第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金を86万9,000円増額し、2億1,024万5,000円とするものでございますが、財源として、財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上で、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

2、3、ご質問いたします。前回9月20日に191万9,000円の補正予算が出され、この20日の間で86万9,000円、105万円の減になった理由をお聞かせいただきたい。

先ほど、町長は、9月26日の全協で説明したと言われますが、議員の質問にはほとんど答えず、ただ、予算を認めていただきたいと。議員から顧問弁護士の説明を求めたけど、その間、何もそのような求めに応じなかった理由もお答えいただきたいと思います。

また、今回の予算にかかる町長は異常なまでも、町長の枠を超えてというか、いろんな議員に電話、また住宅へ出向き、そのようなことを説明もせず、そのようなことをしたこと。町長はこれを自分の職を賭して、今回は、もしも敗訴になった場合、責任を取られるのか、辞して責任を取って、この顧問弁護士費用、その他諸々の費用を町長は弁償される、そのような覚悟で臨んでいるのか。ということは、20日前に否決されたことを再度、同じように、ただ金額を下げて、この場を、この議会をしたという町長の責任は、我々議会人

として、はなはだ遺憾であります。

また、次に、副町長、総務課長、あなたたちも議員のところに電話なり、出向いたという事は、自分の意思でやったのか、それとも町長の指示でやったのか、その点をお答えいただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、1点目の補正の105万円がなぜ落とされたかということは、以前と比べると、意見書の作成代を減額しております。まずは裁判へ臨むための最低限の経費をあげさせていただきたいということで、準備書面の締め切りが10月24日となっております。これが応訴ということになるわけですが、そのための最低限の経費をあげることによって、議員の皆様のご理解を得たいという考えでございます。

それと、顧問弁護士の出席についてはですね、これは以前も申し上げましたように、着手をしたのちにさせていただいて、この予算が議決され、着手をされたのちに、そういう契約をされたのちにですね、やはり、そこでこういった専門的な部分、裁判という部分の予算が、その弁護士と契約してですね、その時点でお話をさせていただくということは、これは以前も述べさせていただいたと思います。

それから、議員のところに出席したのは、議員もおっしゃったように、全員協議会でなかなか理解が得られていない部分もあろうかと思っておりますので、補足説明等に、こういったところに疑問があるのかということですね、やっぱりお聞きして、やはり、そこを認識の違いのまま、こういった議決の問題になると困りますので、そういった部分をお伺いして、説明できる部分は説明したいという思いでございます。

それと、副町長と総務課長が出向いたのは、私たちが相談して、まだご理解を得られていない、また前の議会。そして、全協でですね、説明したのが不十分であれば、その補足をすべきではないかということで、出向かせていただきました。

北村博司議長

引き続いて、下田副町長。

下田二一副町長

議員のお尋ねの件ですが、町長がお答えさせていただきましたとおり、議会運営委員会の議事の内容を受けまして、町長とも相談をさせていただきまして、判断したということ

でございます。

北村博司議長

総務課長。

堀 秀俊総務課長

私もですね、全協のときにも出席させていただいております、その全協が終わった後も、非常にわかりにくいというような議員さんの声も聴いておりますので、町長、副町長と相談した中で、補足の説明ができるものであれば、させていただきたいという思いで行かせていただきました。

北村博司議長

ちょっと、副町長、今、議運の議論を踏まえてと言われたけれども、議運ですか。議運でそういう議論があったんですか。ちょっと私は。あったんですか、委員長。訂正するんだったらしてください。

副町長。

下田二一副町長

先ほど申しましたのは、議会運営委員会の内容につきましては、新聞報道がございまして、それと総務課長、町長のほうから内容のお話を聴きましたので、その内容を踏まえてということでございます。その中で、全員協議会の説明の中では、ご理解をいただけていない部分があるのではないかと判断をさせていただきましたので、補足の説明をさせていただいたということでございます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々といたしましては、その時の判断は適正であるという考えですので、今の段階で責任がどうのこうのということはお答えできないと思います。

北村博司議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

今のは答弁になっていないから、また再度ご答弁願います。

それとね、前回の説明は、9月26日には、顧問弁護士を呼んで説明してもらおう、どのようにして業者に対して、町側が勝算があるのか云々を、それをせんと判断材料にならない

ということですが、一貫して町長は、顧問弁護士を呼ばなんだということは、顧問弁護士は、勝算が薄いと、それで弁護士費用を先にもらえたら、これは言い訳できますわね。議会が承認して、戦えということできますけど、それは言い訳になります。そういうふうなおそらく理由があろうかとも推測されますが、やはり、町長はお答えしたように、着手金を先にいただければ、弁護士等に相談してというのは、これは後先、全く逆ですわね。仮に例えば、物を買に行くの、銭を出して、品物がないのに、銭を先にくれとって、それがどんな品物かわからないで払う人がいますかいね。説明も不十分で、公金をさね、我々住民代表の議員から、その公金を説明もなく、それを認めよと、とんでもない、町長、公金の認識不足やと思いますよ。副町長もその点どうですか、あなたも。そういうことはわかりませんか。何も無い、見えないものに先にお金を先に出せと、後から説明するわと。とんでもないお答えじゃないですか。

それから、回ったのが、皆さんに理解が得られなかったからという、それをするなら、それなら全部の前で説明するのが当然じゃないですか。そんなもの、個人個人に回って説明する、それだけの暇があればさね、全協か、いろんな、これの説明をしたいと、わかっていたきたいとってするのが当然じゃないですか。それを皆、私らも全然理解できませんよ。でも、私らには電話一本もそれはありませんでしたけどもね。それだから、そういうことを、あまりにもしゃあしゃあと、町長、副町長であるまじき行為をするということは、大変重大な問題ですよ。その点を副町長、町長、ご答弁を願います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

勝算が薄いか、そういった問題ではございません。弁護士のほうにはですね、着手金を払って、この問題に対して、真摯に取り組んでいただいたのちにさせていただくと。それと、我々が訴えるためだったら、事前に、先にそういった説明のこともあろうかと思いますが、我々は訴えられたほうですので、これは応訴しなければならないという観点からです。それと、勝算等につきましてはですね、勝算がある、なしではなしに、我々として、こういう不許可処分をすると、そういう仮定の中で、法的な部分で問題はないですかということで、弁護士のほうには相談をさせていただいている、そういう顧問弁護士の動きでございますので、こういった部分の専門的な部分までお願いするのは、例えば、説明に来ていただいてですね、そういったものは、やはり、着手していただいたのちのことでは

ないかと思っております。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

説明に回らせていただいた件でございますけれども、やはり、特別に1対1というか、1対2なんですけれども、個別に話をさせていただいたほうがご理解いただけるかなと思われましたので、判断させていただきましたので、個別に回らせていただこうと、そういうことにさせていただきました。

北村博司議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

あなた、とんでもない認識不足やね。議会というのをわかりませんの。個別に回ってわかっていただくって、皆の前で、議会は言論の府ですよ。そして、前もって議決していることは、これは議会制民主主義のモットーですからさね、個別に回ったほうが理解できるって、とんでもない認識不足やないか。県から来て、こんなことがわからないのですか、あなた。そんな言い方は通りませんよ、議会では。あなたは議員を馬鹿にしているんですよ。そんな個々で回って、皆の前で説明したらいいだけのことやないか。とんでもないあれやないか。それとも今でもそう、個々で回ったほうがいいと、そのほうがいいと思っ
ているのですか。私は何だったら県で聞きますよ。個々で回るんだったら。とんでもない、これはね。町長、そして、不許可のこれもね、26日の説明にあった、この紀北町廃棄物処理及び清掃に関する条例の施行規則、第9条で、その規定に廃棄物の処理の許可を受けようとする者は、次に掲げるって、受けられるような条件になっているのですよ。それをどうして、許可をさね、不認可にするのですか。受けようとする者はっていうことは、この条例では、門戸を開いているのですよ。これは町長の考えでそれはできますけど、町長は住民の目線、住民とともにというのを言うけど、全く逆じゃないですか。既存業者とともに、既存業者のためにと、こういうのと、町長はそれと同じですよ。これは300件また、600人以上の署名もあろうと思えますけどさね、それが町民の声じゃないんですか。町長の住民の目線、住民とともにというのは、どのような考えでいっているのですか。そこを町長も副町長も、もう一度ご答弁願います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

許可をする、受けようとする者はということですね、申請は受付させていただきました。ということでございます。そして、その中で一般廃棄物処理計画に基づいて、一般廃棄物処理法の中の、そういう処理計画に基づいて、我々は判断させていただきました。それは、申請のあった時点での判断でございます。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

個別にお話をさせていただく前に、各議員には、ご了解をいただきまして話をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

北村博司議長

ちょっと事前に了解を得たということですか。個別に回っていくことについて。ちょっとそこを、どちらとも取れるので、下田副町長。

下田二一副町長

ご説明をさせていただく前に連絡をさせていただきまして、ということでございます。各議員に対しまして、お話をさせていただいた議員でございます。

北村博司議長

答弁不足がありますか。いや、自席ではなしに発言をしてください。許可します。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

ありがとうございます。そういうようなね、副町長ですよ。やっぱり議会とか、議員の立場とか、そういうことを思って自分とそういう行為をしているのですか。もともと、その発端ですわね。電話する、了解するとか。その前に議員という立場をどう考えているかという。あんた馬鹿にしておらへんか、議員を。どんだけ副町長あんた、あんたがえらいという、だんだんだんだん、あんたがそれこそ、我々から見たら信頼できませんよ。当然、これは皆さんの前で説明するのが当然ですから。それを了解得てもらったとか、何とかって、そんなものでは、了解できませんよ。今でもそのように思っているのですか。議員の立場を。議決の重さも考えて。町長、あんたせんでも、副町長はよう答えんのかい。町長に言われなんたら。頼りない副町長やな。あんたしっかりしてくれい。もう一回しっかり

した答弁をお願いします。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

もちろん話をさせていただいた内容は、全員協議会で話をさせていただいた内容を再度、詳しく話をさせていただきました。私どもとしましては、やはり、ご理解をいただいているということをお聞きしましたので、いただいているのではないかとということをお聞きしましたので、しっかりご理解をいただくことが私たちの責任ではないかと考えまして、こういうことをさせていただいたと思っております。

北村博司議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

続きのような質疑になるんですけれども、副町長にお尋ねしたいんですけれども、前もって了解を得て行っておる議員と、何も連絡もこんど、何にも言ってくれない議員との差別というのは、なぜにそう差別をしたのか。私もそれを今初めて聞いて、私のところも、はっきり言って電話も何もありませんでしたけれども、よっぽど嫌われているんじゃないかと思ってな、そう思うけれども、だけど、議会というのは、議長、いろいろこういうふうにお互いが質疑をし合って、議論し合って、そこで議長のもとに採決して、採択、不採択と決める場じゃないんですか。それをこの場を逃れて、今言っている副町長さんや総務課長さんが、各々、前もって連絡した議員のところへ行って、了解してくれて、何を了解するんかしらんけど、どんな説明をしたのか。説明をしたんだったら、その説明の内容を聞かせていただきたいということと、今回出てきている予算、これは予算関連ですので、予算のことで説明をお聞きしたいのですけれども、105万円の差額があると、9月の本議会のところにおいて、これは191万9,000円だと。今度は105万円の差額ができて、86万9,000円だと。それを全部の議員にちゃんと教えてもらって話すならわかるけど、こういうふうに20日足らずで、こういうふうに出してきて、なぜ、9月26日にこれを出せなんだんや。出せるはずやろ。1日あったらこれはできるはずや、この考え方は。

それともう1点、今までの裁判があった、我々議会も責任があるけど認めた。裁判費用を。何千万円もかかっている事件もあります。最近の事件も1件、裁判費用があると。それであれば、1週間足らずで、これくらい予算が100万円も。何パーセントや。191万円の1

00万円を減額できるというような予算であれば、すべての今までのあった裁判費用を全部あれじゃないですか。交渉次第において、負けれたんじゃないか。この金額は膨大な金額になりますよ。それを承知の上でこの金額をはじいてきたのか。そのこともご回答願いたいと思います。

北村博司議長

最初、議長はと言われたんで、私の見解を求めているのですか。最初の部分は。

16番 平野倅規議員

議会はということです。議長はそれを採択する権限は我々議員じゃなしに、議長は、ただいまよりこの議案を採択するということを発言するのが議長ですやろ。そのことを私は言っているのです。我々議員は今から採決しようということをできん。議長の采配によって、ただいまの議案を採決しますというふうな取り計らいで、我々はそれを採択するか、不採択にするかを定めるんじゃないですか。そういうことを言ったんです。

北村博司議長

いやいや、そうじゃなしに、最初、議長、どう思いますか、と言われたのは、副町長以下が回ったことについての見解を求められているのかなと。

16番 平野倅規議員

それもあります。やっぱり議員の長は議長でありますので、そういうふうに、私が言っているのは、行っている議員もおるし、何も連絡がない議員もおる、そういうふうな差別的なものを、議長は議員の長として、それをどういうふうな気持ちでおるかということもお伺いしたいと思います。

北村博司議長

はい。わかりました。最初の部分だけ、私の見解を申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

いや、私の発言中です。指名しません。見解を求められましたので、最初の部分ね。いやいや、発言をやめてください。私は平野議員にお答えします。

議会制民主主義というものは、本会議場、あるいは議員全員協議会にしても、公開が原則になっておりまして、上程した議案、提出した議案、議題になっている議案については、議員、私を含めて18人の議員が平等に説明を受ける権利があります。私は正直言って、理事者側が議員のお宅を訪問したということは、全く承知しておりません。そして、行った

ご家庭、行っていないご家庭があるかどうか、私は存じておりませんが、私のごとこへ来ていないというご発言がある以上は、それはやっぱり議会制民主主義の根幹に触れてくる可能性があると思います。以上が私の見解です。あとの部分は理事者でお答えください。

尾上町長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

今ね、議長、あんた議長に対してのね、問いかけ、質問に対して、議長が答えるというようなことは、前代未聞だよ、これ。

北村博司議長

議長の見解をとということでしたので。

6番 入江康仁議員

見解をっていうんじゃないよ。あんた議長でしょう。それは答えられんというのが当たり前でしょう。議長の立場で。あなたはいつも議長の権限を自分の権利のように振る舞うけど、ルールは、議会のルールを守らなアカンよ、あんた。

北村博司議長

守っています。

6番 入江康仁議員

そういうことの事例ができれば、あとの議長は困るよ。私は言っておくけど、自粛せなアカン、そんなんはもっと。皆これを許すの。議運はどうなんだ、議運は。こういう答弁をさせてもいいのか。

北村博司議長

承っておきます。入江議員、ご着席ください。私は平野倅規議員から議長の見解を聞かれたから、私の考え方を申し上げただけです。

6番 入江康仁議員

議長は答えられん。公正な立場でおるのが。

北村博司議長

いや、公正にやっております。

あとはお答えください。尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろと先ほども申し上げたのですが、議員の公式に議論する場というのは、ここにございます。そういう意味で議運も通してですね、予算書も皆さんに平等に配らせていただいて、今、こうやって議論をしていただいていると私は認識しております。

ただ、その議論に入る中でですね、認識の相違がある中で、すれ違いがある中で議論をすると大変、我々としては、先だつての全協で、皆さんに我々の不許可の認識を認めていただいている部分があるのではないかと、そういう部分で、まず認識を、そういった部分で共通したうえで、この今日あがった議案に対して、それぞれの議員の考え方の中で、賛否をとっていただければ、それでよろしいのではないかとということで、こういう議運を通したうえで、議案の提出をさせていただいております。

それと、105万円の差ということなんですが、これは先ほど、前者議員にもお答えさせていただきましたが、105万円ということですね、我々としては、意見書の部分が出てくるのではないかとということもございまして、ただ、裁判があつてですね、意見書があつたときに、また意見書の追加の議案、例えば、緊急に要した時に、そういった議案をまた臨時会で認めていただかなければいけない、そういう危惧もございましたので、まるっきり他の経緯がですね、動かしたわけではございません。意見書の部分のみ、105万円かかるとしていた部分だけを減額させていただいて、提案させていただいたので、9月26日におきましては、そういう意見書の提出という場もあるかという安全をみてですね、提案をさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

まず、ご説明をさせていただこうと思ひましたのは、もちろん皆様方全員にご説明をさせていただこうと思ひて、最初始めさせていただいております。重々、議員の立場というのは理解させていただいたうえで、させていただこうと思ひておりました。ちょっと時間的にも足りずにですね、回らせていただけなかった、あるいはお話をさせていただけなかった議員さんがいらつしゃつたというのは、事実でございます。それは本当に大変申し訳ございませんでした。

これは説明をさせていただいた内容でございますが、1つは、本日、提出をさせていた

いただきました補正予算の内容といたしますか、前回との違いを中心にお話させていただきました、それから、とめなおしてございますけれども、全員協議会のほうで説明をさせていただきました処分に至る経緯ですとか、理由ですとか、そういったところを再度、それを中心に話をさせていただきました。

北村博司議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

それでは、再度、副町長にちょっとお尋ねしたいんですけどね、副町長の庁舎においての立場と、営業時間においての、どんなふうな仕事の内容ですか。わからん。それと、総務課長も自分の営業は、総務課長としての立場で、どういうふうな仕事の内容をしているのか。何時から何時まで私はこういうふうな仕事をしていると、わかる。それと一緒に、副町長もそうだと思うんですけど、その答弁をお願いいたします。これは予算のあれとは違いますけれども、この予算に町長はえらい不満な顔をしておるかわからんけど、これは予算のことで、副町長と総務課長は各々個人の方に説明不足である面を説明しに回ったということですので、議長、それは理解してください。予算と違うことを私は質問していると思わんでくださいよ。本人が言っておるんやで、予算のことで説明不足の面があるで、各々のところへ行ってきたんだと。だから、私もその面に関して、副町長は日頃どんなふうな仕事をする立場の人間か、総務課長は日頃どういうふうな立場の人間か、今回みたいなことばかりしとるんか。副町長というのは、町長が何かあるときに、議長と副議長の関係みたいにさな、何かあるたびに副町長は町長の務めをせなならん、そういうふうな立場の人の勤務はいかなる勤務をするかということを先に答えていただきたいと思います。総務課長もそうです。

北村博司議長

平野議員、ちょっと確認ですが、先ほど、営業時間という表現をされたんで、これ、勤務時間と受け取ってもよろしいですか。

16番 平野倅規議員

勤務時間に訂正を。

北村博司議長

勤務時間に訂正されますか。はい。

下田副町長。

下田二一副町長

まず、勤務時間でございますが、私に勤務時間の定めはございません。それから、業務内容と申しますか、仕事の内容は、当然、町長を補佐させていただきまして、調整の総括をさせていただきます。そして、何かあったときには代行させていただくこともございます。

北村博司議長

総務課長。

堀 秀俊総務課長

私、勤務時間と仕事内容については、ご承知のとおり、総務に関すること、総務課内のこともございますが、私も、私の立場として、町長、副町長を補佐させていただく、及ばずながらも補佐させていただくという立場もあろうかと思えます。以上です。

北村博司議長

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

別に私は今、先ほどから言っているみたいに、副町長と総務課長を責めているんじゃないですよ。わかる。あなたの上役は町長やで。町長はこういう訳のわからん応訴費用を出してきて、それを通すのが副町長の立場であり、総務課長の立場であることを、私は十分承知しております。けども、わかるけれども、その枠を超えてするようなことは、今後、あまりせんほうがええと思う。枠をね。あんたらは枠じゃないと思うかもわからんけど、こういうふうなことは、全員に差別なく、内容はこうであった、こういうふうになりましたよと、各々の議員にわかりやすいように説明したら、町長、1軒1軒回っていかなくても、こういうふうな場で、議長に申し込んで、全協を再度開いてもらってやる時間は十分あったんじゃないですか。そやもんで、こういうふうな予算以外の物事になってくということ、今後、町長も十分気をつけてもらわないことには、これはあかんですよ、町長。

この問題に関しても、先ほど、この24日までにせなならんとか言っているけど、これは24日までにせなならんやろけど、そこまでの拘束というんですか、これは24日までにやらなあかんという拘束は実際にあるんですか。ないのと違うんですか。別にそれは、今回、この裁判が始まって、途中で応訴費用を認めてくださいって、議会へ提出してきて、議会議員の皆さんに十分説明して、改めてまたここで応訴費用をなんとかしてくださいと。今現在、こういうふうになっていますというふうに理解を仰いですることもできるんじゃない

ないかと私は思いますけども、その点とこの応訴費用ばかりに町長はどうもとらわれてばかりおるような感じで、我々議会としては、大体、この請願を採択していますわな。その内容に関して、町長は私が議長のとときに棄却の結果をいただきました。その後、1回、本人と会ってお話、説明させてもらったというふうに訂正をされておりましたが、あれから、応訴の関係ばかり言っているけど、説明会で。相手方との、またその後の議会側の、こういうふうにしていただきたいよという物事のさな、町長はそれこそ何もしていないように感じるし、何とか裁判にならんように、これはああならんか、こうならんかといって、自分の考えをして、原告の人と話をしたことがあるんですか。すべきじゃないですか。我がと棄却したったのを、皆さんにこれを通してくれ、通してくれって、頼むのと同様に、訴えた原告の方にも、実はこうこうこうでこういうふうにしたかったので、我々も努力しているので、その努力を認めてくださいと、議員に言う前に、向こうの方にも言うべきじゃないんですか。してないんですやろ。この応訴費用、応訴費用ばかり言って。それで、この応訴費用はさ、仮に否決になったり、採択になったにしても、この問題は、町長、あなたのやり方が下手やもんで、尾をひきますよ。これは。副町長も今後気をつけなあかん。行って頼まれた人は、いいかもわからんけど、何も頼まれなんだ、何も来てくれんと、電話もくれんと、来てくれていない人は、心は穏やかじゃなくなりますよ。これから何もかも全部行くんですか。違う意見が出たら。議会抜きにして。そういうふうなことにならんように、気をつけなあかん。私はそう思うんやけど。請願ですか。陳情ですか。

北村博司議長

正確に発言してください。請願と申し上げたのは陳情です。

16番 平野倅規議員

請願と私、言いましたのは、陳情の間違いでございます。訂正してください。

北村博司議長

はい。

16番 平野倅規議員

以上のことで私はあれですけど、答弁ありましたら、答弁どうぞしてください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のですね、ご意見十分私どもも、今後のことにつきまして、頭の中へ入れていき

と思います。

また、応訴費用に対してですね、これにつきましてはですね、もう1つ前の裁判でもお話をさせていただきましたが、応訴というか、提訴されるのはですね、基本的に我々の知らないところで提訴されますので、それに対しては、応訴するしかないのではないかとということでございます。そういうことで、応訴の予算ということで、出させていただいております。したがってですね、そういった部分で、不許可ということは、裁判事例等も含めてですね、出させていただいたので、我々としては、それを相手方に伝え、説明もさせていただきましたんで、それは我々の判断ということとさせていただきますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

議員からご指摘いただきましたことにつきましては、しっかりと受け止めさせていただきましたと思います。

北村博司議長

ほかに質疑はございませんか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

前者の質疑と重なるところがあると思うのですが、この手数料62万円は着手金だと思うのですよね。それに準備書面の105万円、意見書をまた出してくる。その確認ですね。

もう2点目はですね、いわゆる顧問弁護士と相談されるときに、誰々が行かれたのかと。何人行かれたかと。そして、この応訴のほかに選択肢が、私の解釈では、2つくらいあると思うのです。そういう話も顧問弁護士とされたのかどうかということですね。

3つ目はですね、先ほど来、俗に言う言葉はちょっとあれですけども、各議員に町長ほか、副町長、総務課長が各議員のところを回られて、私のところにも電話がかかってきて、1時間半後に来られて説明を受けました。それがですね、私がなぜ会ったかという、やはり、副町長ですから、立場を真摯に受け止めて、会わせていただきました。当然、先ほど、前者議員がおっしゃったように、議長の了解を得ているというふうに私は解釈しておりました。そして、私は副町長と総務課長とお会いして話をしました。意見の

一致はいかなかったですね。私はこういう方法もあるんじゃないですか、こういう方法もあるんじゃないですか、ということをお示ししたつもりです。そして、私のところには、六法全書の1と2があってですね、2の中の3,970ページに載っていますよということも、私は指示したつもりです。だから、応訴する前に訴訟された方とですね、弁護士と話をするのは結構ですよ。その代理人弁護士とですね、話す機会があったんじゃないですか。それをせずにやると、まして、何というのですか、これ2審までいったらですね、2年はかかりますね。費用もかかります。

それと10月24日というのはですね、私、たまたま熊野の裁判所に9月30日に所用がありまして行きまして、この件もちょっと聞いてもらったんです。10月24日の件についてはですね、裁判長の決めることで、これには頼らないと、裁判長の判断で。というのは、当町においてですね、町長選がですね、この22日に告示、27日に投票ということになりますね。こんな中ですね、このいわゆる今日は、切羽詰まった中でですね、こういう議案を提出するよりも、もっと裁判所に行ってですね、この時間をずらしてもらうか、理由があるわけですからね。だから、今、整理した4点くらいになりましたね。それに対するご答弁をお願いいたします。

北村博司議長

井谷課長。

井谷 哲環境管理課長

62万円の予算につきまして説明させていただきます。62万円につきましては、裁判弁護士着手金51万5,000円と、そちらにかかる事務手数料10万5,000円でございます。

そして、弁護士の相談でございますが、私と補佐と主幹と3名で行きました。そして、あと相談内容といいますと、不許可にした件について、再度もう一遍、法的な確認とそういうのをさせていただきました。以上です。

回数ですか。ちょっと待ってください。3回行っております。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

応訴のほかの選択肢はということでお答えさせていただきます。これまでの原告の方へ説明させていただいた経緯も踏まえまして、やはり、司法の場とといいますか、裁判の場でご判断をいただくのが一番良いのではないかというふうに判断させていただいております。

すし、それから、なかなかですね、他のお話をさせていただくのは難しいと思っております。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の10月24日の件なんですけども、私としてもですね、こういった切羽詰まった時期に、というか、選挙を前にしてですが、他の業務をですね、すべて私は現役ということですのでこなしていかなければいけませんので、これも業務の中の1つだということで認識して、その裁判所からの通知を真摯に受け止めまして、やっていきたいということでございます。

変更すべきということですね、私もそういう判断ではなしに、日常的な業務、大変重要なことですので、これによって選挙ということを、大変重要なことではございますが、私としては、それぞれのこの問題ばかりではなしに、いろいろな市町村会ですね、そういったものの会議にも出かけておりますし、日常の業務をまず第一義として、解決していくのが私の職務だと思っております。

北村博司議長

瀧本君、指定期日を変更してもらえないかという意味で言われたんですか、先ほどね。ちょっと他の方がわかりにくいので、再答弁してください。そのへん。

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことで、そういう手段はとりませんでした。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

町長ね、町のリーダーとしてね、あなたは住民の目線だとか、危機管理とか言っていますけどね、何にも危機管理ないね。10月24日のことはですね、私は裁判所に申し込んで、当町はこういう事情にあるので、10月24日をずらしてくれと、私はリーダーだったら言うべきだと思う。

そして、副町長、応訴しかないって、他に選択肢あるじゃないですか。訴訟人の代理人の弁護士とですね、会ってですね、話を聴く、そのいわゆる段階があるじゃないですか。訴えてくるなら訴えてこい、そんなんだったら、俺のところは応訴するわと。これ、準備

書面のこと抜けているよ。105万円、隠しておるわけやで。そうやないかな。着手金うってあるだけやないかな。これ62万円の。こんな準備書面を作ったらですね、意見書なり書かないといけないのでしょうか。それは105万円削ってきたわけ。ごまかしておったらあかんよ、あんた。私もね、裁判はね、何回かやりました。だから、これは町民のですね、血税です。血税を使わないようにするのが行政のリーダーたる役目だと思う。それをですね、訴訟代理人の弁護士とですね、一遍も話し合わない。顧問弁護士に依頼する。弁護士というのはね、非常に視野が狭いですよ。訴訟の取り下げというものも、あんた、このいわゆる261条を知っておるの。裁判によらない訴訟の完結、261条にこういう条文があるんですよ。だから、こういうことも検討されておるのかどうかと。

それともう1点はですね、なぜ、環境課長をですね、トップにして、こういう事案を相談に行かれるの。これは町長、副町長、総務課長が行ってすべきじゃないの。環境課長には失礼ですけども、そういう法律的な知識は、私はないと思うよ。あんたら自分が行ってすべきでしょう。それを部下にやらせてですね、これは言語道断、リーダーシップのなさ。笑っておったらあかんよ、あんた。真剣に言って要るので、私は。いやいやって、そんなだったら、昨日ですね、一本釣りに回った。一本釣りや。俗に一本釣りという言葉は日本語にあるわ。私とかみ合わなかったでしょう、総務課長、副町長、僕は他に選択肢はありますよと言ったでしょう。あなたたちはね、言ったら悪いけどね、そういう真摯という言葉が使われるけどね、そういう何というんですか、哲学がない。非常に残念でしょうがない。なぜ、あなたたちは、顧問弁護士の多分、楠井さんだと思うのですが、相談に行かれなかったんですか。担当課に何で任せたんですか。それはおかしい。訴えられたらですね、それは代表権のある者は行きますよ。それはいったら、課長に行かせてですね、そんなことをするということはですね、言語道断ですよ。危機管理がなっとらんのや。その点、どう思いますか。

北村博司議長

瀧本君、ちょっと確認ですが、261条とおっしゃったんで、どういう、何という法律の261条ですか。ちょっとお聞きしているのです。町長には反問権がありませんので。

5番 瀧本 攻議員

裁判によらない訴訟の完結ということで、261条から267条に書いてあります。民事訴訟法の。

北村博司議長

民事訴訟法ですね。

5番 瀧本 攻議員

はいそうです。

北村博司議長

はい。わかりました。

5番 瀧本 攻議員

私はこれを見てくれと言った。あなた見やなかったじゃないですか。ADRもありますよ。今、東電がやっているような。裁判になったらあなた、2年もかかる。最低でも。またグチャグチャになってく。やっぱり行政というのはね、できるだけ穏便に治めるのが。

北村博司議長

先ほどの答弁を先に。

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点、105万円に下げたのは、準備書面代だろうという話なんですけど、これは違うんですね。専門家による意見書を作成するための手数料ということでございますので、準備書面はですね、この着手金を含め、そういった中で着手金の中で製作をしていただくものでございます。それとですね、議員からはいろいろなお話をいただきました。住民目線ではないとか、いろいろなことでもお話をいただきました。副町長との説明もかみ合わなかった、これも当然でございます、それぞれの議員のですね、最終的な判断まで、我々は口出すことではございませんので、説明はさせていただいたという話でございます。ですから、議員の皆さんもそれぞれの思いで今日の判断をしていただけるものと思っております。

そういった中、訴訟はですね、こうやって十数回会った中で、訴訟された方とお話した中で、それでもあえてなお、訴訟という形を選ばれたわけですから、我々としては、我々の考え等をご理解していただけなかったものと考えてですね、それは真摯に受けていくしかないのではないかということでございます。

我々はですね、弁護士の訴訟の不許可のですね、そういう判断をする過程の中で、我々は法的な部分、平成16年の最高裁の判決、地裁の判決、それから今までの廃棄物行政、そういったものも含めたうえで不許可としたわけなんですけど、そういった意味からしますと、我々といたしましては、法的に問題はないかという観点からですね、顧問弁護士としての

相談をさせていただきました。そういう中で顧問弁護士が、我々としては、こちらで決めました。そういった、今、言ったように、最高裁の判例とか、環境省の考え方、そういったものをもとにさせていただきましたので、それが法的にどうなのかなという説明ですので、担当課でも、十分対応できる案件、内容、その部分に関してはですね、内容ではなかったかと思います。

北村博司議長

残りの答弁、どなたがされますか。民事訴訟法261条に。

下田副町長。

下田二一副町長

訴訟以外の方法ということでございますが、これまでも処分の結果をお伝えする機会ですとか、あるいは申請に来ていただいた機会ですとか、そういう機会を通じて、法の解釈ですとか、判例がこうなっているとかが話させていただいていると思います。それでもなお、ご理解をいただけていませんでしたので、やはり、そういう手法はとれないのではないかと判断をさせていただいて、応訴させていただきたいということでございます。

北村博司議長

再質疑してください。

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

担当課に任せてですよ、判例を読んでですよ、判例もおそらく、ええ判例を読まれたんだと思う。判例はいろいろある。これを判決するのは、裁判官です。弁護士は勝つように努力するだけ。弁護士に任せたらいい。オールマイティーになるわけじゃない。負ける可能性も十分にある。裁判期間もものすごくかかる。なぜ、原告の代理人の弁護士と話し合わなかったということは、非常に残念でなりません。すぐ裁判にもっていくと。それがいわゆる行政の長としての、リーダーとしてのですね、資質を疑うよ。こういう法律があるんだから。その訴訟代理人とですね、訴訟を取り下げてもらって、あとで話し合う。十分に話してきたと、あなたおっしゃったけど、前のいわゆる9月定例会でもね、度々、今度は2回と言った。そして、全協で1回と訂正した。今日、1回と訂正した。しっちゃかめっちゃかやないかな。フーンって、フーンじゃない。吉田茂やったら、水を投げるね、これ。フーンって何。

そして、24日の件についてはね、あなた何にもアプローチしていないじゃないか。裁判所へ。うちはこうこうだから、24日のことを延ばす、これは熊野裁判所の執行官は言っていましたわ。それにはこだわらないと。それは裁判官の裁量によると。しかもですよ、今日のですね、議案に対してですよ、そういうふうに一本釣りを前日にやられてですよ、グチャグチャになっていくよ、これ。住民の目線もへったくれもない。あなたのやられている行政というのはね、混乱を起こす。より混乱に陥れる行政だと私は思いますね。

だから、あと1点、10月24日のことについて、裁判所にですね、こうこう、こういう理由で、それを変更できませんかということは、尋ねられなかったわけですね。その点、1点。それをしていなかったら、リーダーとしてね、如何なものかと思うよ。

そして、訴訟代理人との話し合いをしていないということ。町民に対してですね、段階を踏んでいないということですよ。それはできるわけだから。この2点をしていないじゃないですか。町民に対して、どういうふうに申し開きするの。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、議員が奇しくもおっしゃった、法律にはね、二面性があると思います。おっしゃる通りでございます。だから、裁判で原告、被告、刑事裁判でもいろいろなことがございます。だから、そういう判断ができる。だから、その前に立たせてくださいという予算なんですよ、これ、今回の予算。だから、今、おっしゃったじゃないですか、議員は。裁判官が判断するものだと。だから、そういうことで、その場へ立たせてくださいという予算が今日の予算なんです。

それとですね、先に延ばすということは、私はやはり、自分がこういう時期であろうが、町の行政をきっちり進めていくことがございますので、私の諸事情におきまして、そういったものを延ばす気はないので、相談はしなかったと、弁護士のほうにですね。そういうことでございます。そういったことから、議員とすれ違いの部分があるかと思いますが、我々としては、いろいろと話をしてまいりました。そういう中での提訴でございますので、我々としては、話し合う部分が、もうないのではないかという部分もございました。そういったところから、我々としては、やってまいりました。そういうことでございますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

(「動議」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

平野隆久君。動議ですか。

13番 平野隆久議員

休憩を。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

ただいま、休憩の動議が提出されました。所定の賛成者がございますので、お諮りします。

ただいまより、暫時休憩することに賛成の方、挙手願います。時間は今から指定します。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

11時まで休憩いたします。

(午前 10時 38分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

北村博司議長

先ほどの瀧本君の質疑から再開いたします。手を挙げておられるので。

はい、瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

私は、休憩前にしゃべったことがほとんどでございます。もうかみ合わないのので、これで質疑を終わらせていただきます。執行部の、何というのかな、対応のですね、なさに非常に悲観的に思いました。これで私の質疑を終わります。以上です。

北村博司議長

答弁ありますか。

5番 瀧本 攻議員

答弁はいりません。

北村博司議長

答弁いりませんと言われると、質疑なんで困るので、ちょっと最後の部分、言い直してください。

瀧本君。

5番 瀧本 攻議員

そういうことなんで、答弁はいりません。

北村博司議長

いやいや、だから、再度、ご意思を確認しますなり、何なりおっしゃってください。

5番 瀧本 攻議員

私はもう質問ありません。言っても一緒ですので、答弁はもういりません。あかんのか、これでは。いいんでしょう。

北村博司議長

いや、質疑なので、答える形をとってもらわないと困ります。

5番 瀧本 攻議員

そうしたら、答えれるんやったら、答えてください。別の答えてもらわなくても結構です。そうしたら、もう答弁してください。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員からは、意見がかみ合わないということでございます。誠に私の不徳のいたすところもあろうかと思いますが、議員の意見も真摯に考えながら、これからの行政運営を行っていきたいと、そのように思います。

北村博司議長

次に、ほかに質疑ございませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

1点、町長、確認のためにね。この10月24日の応訴に対する答弁は10月24日でしたね。そう理解していいんですね。その応訴理由というのはですね、これはまだ受ける、受けんだけでいいんでしょう。それに対するいろんな準備書面ですか。訴訟理由というのは、あとでまた出す期日があると思うのですが、そこはどうですか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

応訴、議員おっしゃるとおりで、そういう作りもできます。ただ、我々といたしましては、不許可にした理由とか、そういうのは我々なりに、今、作っておりますので、そういったもので当初的なものはできますが、やはり、それにはですね、最初にボタンを掛け違えますと、大変大きな問題になりますので、やはり、最初から弁護士にしっかりと係わっていただいて、我々としては、応訴していきたいと、そのように思います。

北村博司議長

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

住民の皆さんにはですね、十分おわかりになっていない部分がたくさんあると思うのですね。住民から付託された議員として、なおかつ、言論の場においてですね、しっかりと理解をいただくよう、質問をさせていただきたいと思います。

まずですね、今までも言ってまいりましたけれども、訴訟について、私は弁護士費用というのはね、私は格段に高いと思っているわけです。私もいくつか、裁判をやってきましたけれども、通常、着手金を払えばですね、あとは弁護士事務所から裁判所までの費用というのは、通常は1万円くらいであってですね、論争になればですね、高くてもこれは2万円くらいが適正じゃないかと思うんですよ。そのへんやっぱり、地方公共団体としてですね、住民の皆さんのお金ですから、これはできうる限り低く抑えるためにですね、これは交渉すべきじゃないかというふうに私は思うのですが、それが1点。それから、2点目についてはですね、現在の業者がですね、入って何年続いているのか。いわゆる、どうしても長く続きますと、緩んでくる部分もあるのではないかと思うものですから、住民の皆さんは、新しい風を期待している部分もあると私は判断しているわけです。でなければ、あれだけ環境課のほうに苦情が寄せられるわけがない。だから、いつから既存の業者が続いているのかということについてお答えいただきたい。

そして、3点目ですね。これは議員の皆さんも十分、あるいは、議員じゃなしに、住民の皆さんが、何が何やらさっぱりわからない部分があって、私も喫茶店等で随分噛みつかれましたけれども、許可イコールですね、業務に、その実務にですね、参加を認めるのかということについてお聞きしましたら、そうなんだというふうな回答があったわけですがけれども、私はそうじゃないと思うんですよね。そういうふうに解釈できるし、そうでない解釈もあるのではないかと思うわけです。例えば、許可を一旦してですね、そして、許可

期限が切れるときにですね、選考、あるいは入札等をしてですね、そこで向こう2年間の実務をですね、任すという方法が私はできるのではないかと思うけれども、その点の法的解釈を、きちんとした法的解釈を聞かせていただきたいと。

それから、4点目にですね、住民の皆さんの中にはですね、高すぎるとまではいいませんが、高いと。いわゆる年金もどんどん削られてですね、経済も地方にあっては、ますますこれは落ち込む可能性があるわけです。そういう中でやっぱり住民の皆さんは生活していかななくてはならないわけですから、そのへんについて、どう町を取り仕切る理事者として、高いか安いかというのをですね、これは参加している業者の間では、これは前にも資料をいただいたことがあって、当町においては安いんですよ。安めだと思うのです。しかしながら、それは本来、町でやるべきものですから、これについてはね。であるならば、住民の生活の立場に立ってですね、生活権を守るという立場に立って、この料金はどうかということをやっぱり判断する必要があるんじゃないかと思います。その点については、どうなんですか。それから、クリーンセンターですね、これは。クリーンセンターで1年間の費用がいくらかかっておってですね、総費用。私は約1億円というふうに聞いたんですけども。それから、業者の方がそこへ持ち込んで支払っている料金というのは、いくらかと。まず、その点をお聞きして、理事者の回答がですね、住民の皆さんに伝わればですね、私は論議が深まると思うのです。別にこれは24日までとなっていますけれども、多分、期日が示されているんじゃないかと思いますので、逆に言えば、期日の4日くらいまでには、送ればいいわけであってですね、ということも、これは余分なことですけども、今のことについてですね、もし、論議が未消化になる可能性が私はあると思うのですよね。だから、必ずしも今日で決着しなくても、継続審議ということもあり得るんじゃないかと思うのですね。真摯に考えれば、継続ということも検討いただきたいという気もするのですけど。

まず、今の6点について、ちょっと法律の解釈を含めてきちつとってもらって。私も県にもこれは確認しておりますし、朝ですね。昨日、東京の環境省にもですね、微に入り細にわたって、私は確認をしておりますのでね、これは違ったことを回答されるとですね、これは許されることじゃないわけですから、時間をとってでもですね、きちつと法律はこのような文献になっていて、当町としては、このように解釈するんだということをしかりと、今の件について、答えていただきたいと思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事務的なこともあったんで、私から答えられるものは、私から先にお答えさせていただきまして、その後は担当課長から答弁いたさせます。

弁護士等の費用につきましてはですね、これまでの経緯も踏まえて、津の地方裁判所に行くだけではなしにですね、その後いろいろ会議を行いますんで、そういう打合せ費用も入っております。そういった部分で時間的な制約も取らなければいけないということで、その裁判に出るだけではなしに、そういった時間的な制約も含めての費用でございまして、今までの各裁判と同じような予算ということでですね、出させていただいております。

現在の業者はいつからかということ、私はちょっと、今の形態になった事情がですね、特に合併以前のことはよくわかりませんが、海山区においてはですね、私が幼き頃から今の形態ではないかなと思っているところでございます。そういった中でですね、こういう時代的、歴史的背景もたくさんございます。そういった中で、合特法という法律もできております。下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というものが制定されております。そういう中でですね、今までの歴史的背景も踏まえたうえで、やはり、今の既存業者に対する考え方も考えなければいけないのではないかなというような、そういう背景も謳われているところでございます。そういったことからしますと、今の海山区で1、紀伊長島区で1、この形態につきましては、私が就任する以前から、何ら変わることはない形態ではないかなと。長島区はちょっとわかりません。それと、海山区も何か2社くらいあってとかいう話も聞いたのですが、今現在のところ、私の記憶しているところでは、1社ということでございます。これは町からの許可という形で出しております。

そして、許可イコール搬入かということにつきましてはですね、許可イコール搬入と捉えております。そういった中で選考はできないかということは適正に処理していくうえで、許可をですね、3社、4社、5社、6社と与えたうえでですね、その中で競争原理を働かすようなものでもございませぬし、廃棄物処理法にもございませぬように、一定の設備、整備があります。バキュームとかですね、そういったものをまき散らさないように、そういった設備もしなければいけない。そうすると、そこへ参入するには、事前にいろいろなものも購入したりということもございませぬので、しっかりとした民に対しての経済的、経営的な部分も考えて、やはり、許可イコール搬入ではないかと思っているところでございます。住民から高すぎるということもございませぬが、議員もおっしゃったように、この東紀州の

ほうでは、し尿の汲み取りにつきましてはですね、当町が一番リッターあたりが安くなっております。そういう中で単純にですね、他の市町と比べられない部分がございます。例えば、紀北町は257平方キロメートルございます。そういう中で人口が1万8,000人、そういう状況の中で、この運搬収集を、収集運搬を行っていただいているわけですが、例えば、これを玉城町に当てはめてみると、40平方キロメートルのところですね、1万6,000人ございます。もちろん玉城町が公共下水道ができていて、できていないとかいう問題は横に置いてですね、そういった地形的な問題とか、地理的な問題、そういったものもございしますので、一概にですね、他の市町となかなか料金を比べるのは難しい部分もあろうかと思っております。結局、257を回って収集運搬するのと、40平方キロメートルの中を回って収集運搬するのでは、もちろん経費的なものが違います。そういった部分でございます。

それから、あとの数字的なものはですね、担当課長から答弁いたさせます。

北村博司議長

井谷課長。

井谷 哲環境管理課長

クリーンセンターの1年間の費用でございますが、これは24年度なんですけど、決算審査はまだ終わっておりませんが、調べましたところ、1億1,748万3,547円ございました。これは人件費も含んでおります。それで、あとクリーンセンターの業者が搬入した金額でございますが、投入手数料は、一応、18リットル、2円ということで手数料が定まっておりますので、それで計算しますと、112万9,876円が24年度に入っております。

そして、住民の皆さんが高いという、汲み取り料金でございますが、これ南部のほうの市町村を調べましたところ、これは平成24年10月で調べた関係ですけども、し尿の汲み取り単価18リットルあたり、紀北町は163円、それから大紀町が220円、尾鷲市が180円、熊野市が200円、御浜町が215円、紀宝町が180円で、南のほうでも、うちのほうが低い単価になっております。以上です。

(「答弁漏れです」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

答弁漏れを指摘してください。

9番 奥村武生議員

町長は昔のことはわからんとおっしゃいましたけれども、それでは困るのです。

北村博司議長

それは答弁漏れにあたりませんので、ほかに私が聴いている限り、他に1、2点ありましたが、それじゃないんですか。6点と言われましたね。その答弁が出ていない部分がありますよ。それを指摘してください。再質疑じゃなしに。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

質疑の場でありますのでね、これはもう理事者に対する、私は攻撃はしたくないんですけども、また、する場でもないと思うのですけれども、やはり、今の町長の考え方はですね、答弁はやっぱあまりにも硬直をしているのではないかと。そのことをやっぱ改めてもらわないと、これは理事者と議会との対立というのはですね、いつまでも続くのではないかと。

そして、答弁漏れについてはですね、先ほど言った、思い出した。継続審議にしたかどうかということが1つあります。

それから、いつからかわからないということではですね、困るんですよ、事実。やっぱり訴訟を提起されているわけですから、これは提起されて議会でその訴訟に対しての論議をしているわけですから、これではね、私どもは、判断をせよと言われてもですね、この訴訟費に対して、これはあまりにもですね、乱暴ではないかと。だから、調べてください。時間をとってでも、今。後日、継続審議でやるんならいいですけども、継続審議でやるかどうか決めていない段階ですから、これは休息時間をとってでも調べて、これを明らかにしてもらわないと、議員としての立場上ですね、重大な判断を、これは訴訟という、しなくちゃならんわけですから。それから、町長ももうちょっと、こう考えを改めてもらわなあかんと思うけどな、硬直した姿勢というのは。今までと全く変わらないじゃないですか。そして、私はこれはですね、本来、申しあげましたように、町でやるべき筋じゃないか、地方公共団体でやるべき。今の時代にあってですね、率直に申しまして、言葉は悪いかもわからんけれどもお許してくださいね。既得権化してしまっちはまずいですよ、これは。そういう点でも、私は申し上げたいと思います。なぜ、地方公共団体でやらないのかという問題になってしまうわけですよ、こうなってくると。なぜ、地方公共団体でやらないかということに答えてください。

それから、町長がおっしゃった、許可イコール参入、だから、バキュームカー等をそろえてやって、選考に漏れると、これはまた大変なことになるということだと思っておりますけれども、これはそうじゃないと思いますよ。委託することができるわけ。地方公共団体が行

わなければならないと。これに対して、委託することができる。ならば、あとは町に任せ、そこまでなんです。基本計画の問題もあるんでしょうけれども。町が裁量権でもってできるんです。どのような形でも。だから、これはいろんな方法がとれるんじゃないですか。私はこれこそ、許可イコール搬入というふうにならんとする。そればかりじゃないと思いますよ。もうちょっと柔軟に考える方法が、町長の裁量権によって、やれる方法はいくらかでもまだあると思うんですね。

それから、やっぱり前にも言ったようにですね、住民のレベルに立って、料金を判断すべきだと思うのです。この点が今までされていないと私は思うのです。これも答弁漏れですよ、率直に言えば。どうも。これは非常に重要なことなんじゃないかと思うわけです。丸投げしてはならないのですよ。これは町でやるものですから。しかも、その料金というのは、住民の皆さんの生活に直結するものなんです。このへんから、討議を積み重ねていかないと、多くの問題があるんです。それから、クリーンセンターで年間の費用が1億円を超えると、委託した方がですね、年間100万円だと。住民の皆さんが聞けば、どう思うでしょうか。あまりにもこれは格差がありすぎるんじゃないですか。だから、こういう点を埋めるためにもね、1社か2社、尾鷲のようにですね、直営を入れればいいんですよ。そのへん、以上の点について、再度答弁を、柔軟な答弁をしてくれないとですね、硬直した答弁では、理事者はますます孤立するんじゃないですか。私はそう思いますけどね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるところもわからないではないのですが、今回の場合ですね、申請をされた中の、その現時点での不許可、許可の問題でございます。ということで、一般廃棄物処理計画、我々はですね、議員にもお示しいたしましたが、それに基づいてさせていただいているところでございますので、今後ですね、し尿の処理場の改築等、いろいろな問題もございます。そういった中で、どうやっていくのかという考え方はできると思うのですが、今回の許可、不許可は現時点での判断でございますので、そのへんはご理解いただきたいと思ひますし、料金のことにつきましてはですね、そういった意味で他の市町と比べにくいところもありますが、突出して高いとか、そういったものではございませんので、これも1つの判断の基準に、料金判断の基準になるのではないかと思います。そして、今後、どうやっていくのかということは、議員おっしゃるようになりますね、いろいろこれから

のまちづくりの中で、議論もしながらやっていかなければいけないと思いますが、今回の部分につきましては、訴訟に対する応訴という予算でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

また、法律論につきましてはですね、副町長のほうから答弁いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

それでは、許可と搬入がイコールかどうかという点について、お答えさせていただきます。法律のほうでは、し尿のほうのですね、収集等は、まず、第一には市町村のやらなくてはいけないことと定められております。それができない場合には、業者に許可を出して、代わりにさせるという規定になっております。ですので、許可を出すということは、代わりに即仕事をしてもらわなくてはいけないということになります。それが法解釈でございます。

それから、料金の点でございますけれども、町が直接、収集運搬をする場合には、これは町の条例のほうで料金を定めなくてははいけません。ですが、今回の場合は、町ではなくて業者ですので、逆に条例のほうで定めることができません。ただ、例えば、不適正な料金であるとかということになれば、当然、指導ですか、そういった中で是正等をしていくと、そういうことになります。ということで、ご理解をいただきたいと思います。

北村博司議長

答弁漏れがあります。指摘がないと町長側は言っているのですが、指摘してください。

9番 奥村武生議員

継続審議についてどうお考えかと。今後を含めてですね。それから、先ほど言わせていただきました、今の段階で数年前からのことを言われても、今までの歴史的経過があるわけですから、それをきちんと調べて、こうこうこういう理由で、それもあるんですよ。今の既存の業者の方にですね、歴史的経過もちょっと、どの業者がいつからやっているのかと。率直に言えばですね、現在の業者がいつからやっているのかということもやっぱりきちんと言ってもらわないとですね、論議が噛み合わないのですよ。私たちは判断をすることができないのですよ。わかっただけませんか。その点です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、先ほど申し上げたように、私がですね、小さい頃から、そういった、海山区の場合ね、事業形態だと思います。そういう中で、今ちょっと調べておりますので、いつ頃から創業されたというか、このし尿を担っていたのかということにつきましてははですね、しばらくお待ちください。

それと、継続審査どうのこうのということは、議会の判断かなと思います。

北村博司議長

奥村議員、私から申し上げますけれども、継続審査は動議をもって、皆さんが賛成されたら、結果、そういうことになるかもわかりません。それと、会期日程も変更しなければなりませんので、最初に今日1日に決定いたしておりますので、継続審査となると、会期日程の変更ということも必要になってまいりますので、その点、動議をお出しになるのかどうか、奥村議員の提案か、他の方が出されるのか、いずれにしても討論まで、質疑を終了したら討論に入りますので、それまでに動議を出されるんだったら、その準備をしてください。よろしいですか。今、調べているということでしょう。

では、立って再質疑してください。三度目ということにします。ちょっとお待ちくださいという答弁、それが気に入らないなら、気に入らないようにご発言ください。いや、それならそういうふう立って発言してください。着席ではなしに。最後の発言になります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

今言ったですね、現在の町の委託を受けてされている業者の方がいつからこの仕事をされているかということをおっしゃってください。

北村博司議長

要するに、議長に求めているわけですね。議事進行ですから。

9番 奥村武生議員

はい。

北村博司議長

どの程度で出せますか、時間的に。もう用意できているの。どの程度で。

北村博司議長

着席のまま暫時休憩します。

(午前 11時 32分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 11時 40分)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

はい。

6番 入江康仁議員

質問もいいんだけど、やはり、この拡大せんようにさ。今のさ、合併する前からの資料を集めて、なぜ、この予算に直結するのかということ、質問もええけど、やはり、この予算に関係した中での質問に絞っていかないと、合併前からの資料を見たって、私らも海山のことわからんよ、そんなもん。関係ないことは、やっぱり、議長はそこであんたが整理せなあかんと思うんだけど、議長、どうですか。これ1日かかるよ、こんなことをやっておったら。

北村博司議長

判断をいたしております。ご心配していただくまでもなく、判断をいたしております。ですから、本日の議題の議論の範囲です。

6番 入江康仁議員

だから、議事進行。だから、どう判断をしていますかということ。

北村博司議長

議題に間接的であれ、関連すると思います。

資料を配付してください。答弁ですの、どっちなん。答弁でね、はい。

では、井谷課長。

井谷 哲環境管理課長

先ほどの既存業者がいつから許可を受けてしているかということなんですけども、廃棄

物処理及び清掃に関する法律は、昭和45年12月25日に全面改正を受けております。それ以降は、これで許可をしております。それ以前は、業者が開業しているかどうかというのは、それは今、不明でございます。

北村博司議長

よろしいですね。はい。ほかに。3回目は終わっていると思いますが、まだ終わっていないという判断ですか。それでは、端的に質疑に限定して、前置きせずにやってください。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

どうもさね、先ほど言いました、答弁漏れにかかるかもわからんけど、副町長、これ違うよ、あなた。解釈が。許可イコール搬入、この前段までは、法律に縛られるけどですね、このあとについては、これは町の裁量権でできるんですよ。間違っていますよ、これは。

北村博司議長

間違っているという指摘ですね。

9番 奥村武生議員

それから、もう1点はですね、住民の皆さんの不満ですね、町に対する不満、高すぎるということについて、こういう解釈、答弁では本当に困るんですよ。これではね、住民の命と健康を守る行政とはとても私は言えないと思う。もうちょっと考え直して、答弁してください。今の意見について。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、廃棄物処理法の許可制ができたのは、おそらくその当時からであろうというように認識でお話をさせていただきます。町の裁量のほうでですね、搬入ができるということなんですが、議員おっしゃるようになりますね、そういうことも考えられると思いますが、我々としては、その根拠となるのが、一般廃棄物処理計画に基づいておりますので、その計画の中で、そういう2社、各区という計画がある限りは、やはり、それに従うのが最良ではないかと思っております。料金の不満とか、サービスの不満、それはですね、我々にやはり義務があるわけなんですよね。そういう廃棄物を許可する限りは。ですから、その部分につきましては、今の既存の業者に対してですね、いろいろ注意すべきところがあれば注意していきますし、サービスの向上に努めていただくように我々としては、どんどん

お話もさせていただきたいなと思いますし、この問題があつてからですね、我々もそういう形でいろいろ今後の改善をお願いしますよと。今までもやっているでしょうけれど、より以上のサービスをお願いしますということはですね、業者の皆さんにも来ていただきまして、お話はさせていただいておりますし、今後ともやっていくつもりでございます。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

9月ですね、29日の地元新聞に町長の2期目の施策発表ということで、記者会見の記事が載っております。その中で私も今までのし尿の関係でわからなかったこと。そして、町民もですね、疑問を持っていることがあるんです。その中にですね、一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消請求訴訟は町長選に影響すると思うかという記者の質問に対してですね、町長は、不許可とサービス向上は切り離して考える。し尿処理は競争原理が当てはまらない。許可、不許可は、市町村長に自由裁量が認められているというふうに町長は答えられているのですが、この中でですね、許可、不許可の市町村長の自由裁量ですね。これはもう法でですね、定まっておりますので、その通りだと思うんですが、この競争原理が当てはまらないということは、これは法には書いていないと思うのですね。これはどういう理由で、この当てはまらないとおっしゃっておられるのか。その中身をですね、教えていただけませんか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前段もいろいろとお話の中での話なんで、競争原理が当てはまらないということは、市町村の義務になっております。そういった中でですね、サービスの向上、不許可の問題、違うんですよという話の中で、競争原理というものはですね、誰もが、例えば、許可をいくつも出してですね、ドンドン搬入されると、4社、5社、6社になってですね、ドンドン搬入されると、こちらの受ける、1日の処理量が決まっております。その中で受け入れが今のところ、40キロリットルということで、受け入れておりますが、これは自由競争になってですね、今日は10キロ、明日は100キロ、あさっては50キロというような持ち込みをされてもですね、こちらのほうは全く受け入れられないわけですよ。かといって、それ

を、じゃあ、もう汲み取ったから、どこかへ捨てるわけにもいきませんので、こういうものは法律で規範されていますので、そういった意味では、きちっとした40キロリットルの搬入の計画をしないとですね、処理ができないということです。だから、自由に持ち込んだりということが、そういう処理のできるような問題じゃないんですよということから、そういう話が出たんだと記憶しております。

北村博司議長

玉津君。

玉津 充議員

そうするとですね、競争原理、世の中は通常、競争原理で経済は動いているものですから、皆さんは競争原理が働いておって当然だと思っているわけですね。ただ、今の町長の答弁だとですね、その競争になってもですね、そういう今言われたようなことは、全部クリアしてやれる問題じゃないんですか。最初から、否定するための言い訳というか、そういうふう聞こえるんですが、どうしてもそのへん納得いかないのですが、町長の答弁に対してですね、如何なものでしょうか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、この廃棄物が市町村の義務であるということでございますよね。一般廃棄物は処理しなければいけない。そういう中でやっぱり適正な収集運搬、適正な処分、これができないといけないわけなんですよ。だから、我々が、本来、自分たちがやらなきゃいけないのを許可業者にしておりますので、そういう意味では、我々がしっかりと管理して、やっぱり、その搬入も収集も全部やらなければ、先ほど申し上げたようないろいろな問題が出てきます。それと、極論すればですね、誠に申し訳ない話なんですけど、例えば、長島区の業者の方が、海山の島勝へ取りに行くよと、電話が入ったよと、そういうときに適正にね、受けられて、適正に行けるのかという問題が出てきます。それで、料金もですね、三浦が近いですから、三浦が近いとか、安いとか、本来、市町村がせんなんのですから、料金も一定化しなきゃいけないですし、そういった遠いから、5軒溜まるまでという話もありますよね。そういったことからすると、やはり、市町村の義務を果たすために、我々は適正な処理運搬、そういう処分が担保されなければいけないので、そういう意味合いでございませう。

北村博司議長

玉津君。

玉津 充議員

これに関してはですね、今、収集の方法とか、いろんなことを言われているのですが、この一般廃棄物でもいろいろありますよね。それは町長がし尿に限って言われているのであって、ほかにですね、一般廃棄物でも、収集運搬をですね、入札等で競争で決めておられるのがありますよね。それらと、そういう原理と比較して、この記事を見る限りですよ、その競争原理が当てはまらないんだと。こう言い切られると、やっぱり、町民としては納得しないと思うのですよ。なんで、このし尿だけなんかと。そうしたら、ほかの一般ごみの収集は、そういうケースもあるわけですよ。だから、そういう差別化した考えで、こういうふうに町長に言い切られると、私もそうですが、町民の方も納得されていない方がたくさんおるんで、そのへん、もう少し詳しく答えていただけませんか。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本当にね、議員おっしゃるように、なかなか難しい判断というかな、理解しにくい部分もございます。一般廃棄物には、先ほど、申し上げたように、ごみもございます。ごみの場合はですね、町がお金も機械も出してやってきております。そういう中で、経営努力によってできるように。それと、ごみは今無料でございますね。そういった意味からすると、あそこも競争原理、業者としての競争原理は働いていますけど、町民に対しての競争原理というのは働いていないのですね。どこで取っても無料という形で今やっております。そういう、いろいろと一つひとつすると、説明はゆっくりと話しないとですね、わかりにくいところがあるんですが、し尿の場合はですね、人も機械も事務所もですね、皆業者に歴史的背景の中でやっています。そういう意味で合特法というのもございましてですね、歴史的背景の中で、こうやってきたんだと。だから、あまねいているのは、人件費も事務職も、皆機械もですね、そういったものでしていただいておりますので、そういった歴史的背景や、そういったものも踏まえてですね、なかなかこの資本主義社会、競争主義社会の中でした中で、我々としては、これは行政の中の業務の一部の中でやっていることであるんですが、ちょっと理解してもらいにくい部分もあろうかと思えます。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

たくさんあるんでね、町長、本当は一つずつやりたいんですが、1回の質問で何点か出させていただいて3回に分けたい、こう思います。

まず、これは法の解釈といいましょうか、人それぞれ違うのが、よくわかりませんが、自由裁量ということですから、町長ね、これ、今回、不許可にする前にやってほしかったことは、弁護士とね、もう少し相談してほしかったと同時に、もう1つ、なぜ、今回のような許可を与えてくださいという業者の方が出てきたかという点でございますけれども、それについて、もう少しですね、具体的に審議してほしかった。いわゆる原告側とですね。これは再度、皆さん、聞いておりますけれども、原告側との話し合いが何度なされたのか。それとの中身ですね。なぜ、こういうことに至ったのか。いわゆる他の議員さんもおっしゃっておられるように、住民サイドにね、住民サービスを受ける皆さん側から不満が多い、私、個人的に申しますと、今現在の収集に対しては、何ら不服はございません。しかしなれど、他の市町を歩いてみますとですね、平成15年からずっといろいろ聞かせていただいておると、不満があります。それはどういう点かという、いわゆる問題点がどこにあるかという点ですけどね、町長、ちょっとメモしておいてくださいよ。まず、頼みだけでも、なかなか来てくれないということね。それと料金が少し高いんじゃないかということ。この点について、僕はほかの市町とも比較して当町の単価、収集運搬車の台数を比べたこともございましたけれども、それは比べる市町によって、出てくる答えはいろいろでございます。まずその点。なかなか来てくれないよというね。車が足りないんじゃないか、そして、料金が高いんじゃないかという、この点。そこで、先ほど、町長のお答えの中にこういうのがあった。要は、最終の処分場が受け入れ、キャパがいっぱいなんだと。そのことは、住民はご存じないと思うんですよね。この原告の方もご存じであるのか、ないのか、この点から話し合いをしていって、住民の不満をですね、解消する努力をされておれば、何よりもこのようなね、揉めることはなかったんじゃないかと、係争に発展することはなかったんじゃないかとこう思って、ですから、質問を整理しますと、まず、この問題点、なぜ、こういう申請が起こってきたのか。文章でも見ましたね、住民に不満がありますよと、その点をですね、町長は、この不満の第一の問題は町にあるじゃないですか。これ以上持ってきても受け入れられんのかと、答えをおっしゃっておる。であ

れば、何業者あっても同じということや。そういうことでしょう。来るのが時間が遅い、じゃあ、車を増やしたら問題は解決するのか。いや、クリーンセンターがもうこれ以上入らんのやと。だから、その点を話し合われたかどうかですね。町側が受け入れがもう一杯なんですよという説明をされたのかどうか。そして、住民の不満点をいくつ捉えられているのか。そして、原告、今現在は原告です。この方とそういった話し合いをされたのかどうか。それも何度されたのか。

もう1点、2つ目ですけどね、海洋投棄、今はなくなりましたね。何年前になくなったのか。うちのクリーンセンター、キャパを増やしたらどうかと、いわゆる投資をしているのかどうか。整備されているのか。整備はされていますけれども、動くためには整備が必要なんですけれども、海洋投棄がなくなった、現在の紀北町としても、その当時、海洋投棄に搬入しておったのもあったと記憶しておりますが、それがなくなった分、当然、キャパを大きくしておかないといかんわけです。それをやられていないんじゃないかと、こう思うんですよ、だから、住民の不満の問題点は、行政の対応能力が足りなかったんじゃないかと思うんです。だから、2点目は海洋投棄がいつからなくなっておったのかどうかという点。

そして、3点目でございますけれども、過去の裁判事例をと、こうおっしゃいますけれども、鹿児島県の阿久根市の事例なんか見えていますとね、当町と、今、裁判はこの阿久根市、市が勝ちました。でも、いいですか、うちと全く違うことは、鹿児島の場合、まず、許可を与えた。うちと違うん。許可を与えたけれども、既存の今までやってきておった業者さんから、与えてもらったら困るんだと不服申し立ての裁判が、それに町は勝訴しているんです。市は勝訴している。だから、考え方を変えて、見方を変えて無理ならば、うちの今の裁判は負けると判断できるわけです。この過去の判例をですね、どのように受け止めてですね、もう少し、原告側と話し合いをしなかったのか。ここでも質問を整理していきますと、まず、不許可にする前に弁護士と相談したのかどうか。いいですか。今回の訴訟を起こされたから、弁護士に相談した。それも町長が自ら行かずに、担当課長にお任せした。何も課長の能力が不足しておるとは言いませんし、思いませんが、何分、現職の課長がこの席に座られたのは、まだわずかだと思えますよ。そのような方にですね、重大な任務を任せて、弁護士と会われる、僕なら、弁護士に来ていただきますね。迷っておるんだと、この判断に、どうすればいいでしょうかと、法的な解釈を弁護士に受ける。そして、過去の事例も自分で読み、自分なりに判断していく。そうあるべきでなかったかと思

ますが。ですから、今の質問につきましては、いわゆる、この不許可にする前に弁護士の方と相談されたのかどうかという点、お尋ねしたい。まず、その点をですね、3点になりましょうか。絞ってお答え願いたい、こう思います。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽町長

議員、おっしゃるように、それぞれに答えてまいります。不許可にする前に弁護士に相談したのかということ、個人で申請をされたときにですね、弁護士には相談をいたしております。

それから、住民の不満という観点につきましてはですね、いろいろとそういう話があるということで、我々も各区へ行って調べさせていただいて、その後ですね、こういう問題も起きているんだよということで、業者のほうへ伝えさせていただきました。

それから、処分のキャパというのはですね、今、議員がおっしゃったように、今、搬入している中で、365日、回しながらやっております。そういう中でキャパが多い。

それと待たされたという話の多いのは、やっぱり盆、正月の前ですね。やっぱり、それが待っていただいたり、いろいろとご迷惑をおかけしているということも聞いております。

それと、海洋投棄については、課長のほうから、そして、阿久根市のことについては、副町長から答弁いたさせます。

北村博司議長

副町長。

下田二一副町長

それでは、先ほど、議員が紹介されました阿久根市の訴訟の件で答弁させていただきます。確かに、阿久根市のほうは、議員がおっしゃったようにですね、新規の許可を与えたことが認められたということでございますが、ここで大きなポイントが1つございまして、阿久根市のほうは、許可をする前は、新規の参入を制限するという規定を持っております。要は入ってこれないという規定を置いております。それを改正して外しましたので、入ってこれる状態になっております。それから、許可をしたという状況でございまして、ちょっと状況が違っております。それを私どもの紀北町と合わせて考えてみますと、私どもも廃棄物の処理計画のほうで、業者数を2社と決めておまして、それに合わせた処分をさせていただきます。ですので、判断としては、阿久根市と紀北町の判断は全く同じ、

廃棄物処理計画に基づいた判断をさせていただいているということでございます。

北村博司議長

井谷課長。

井谷 哲環境管理課長

海洋投棄の件でございますが、現在のクリーンセンターが竣工しましたのは、平成6年3月から竣工しております。それ以前に海洋投棄がなされたと思います。以上です。

北村博司議長

井谷課長、その平成6年というのは、クリーンセンターじゃないですか。その前に今の介護センターのところにあったんや。広域で作っておったんや。海洋投棄はずっとしとらへんよ。ちょっと答弁やり直してください。不正確や。海洋投棄があったとしたら、ずっと昔です。尾鷲市も大紀町もしていましたよ、紀勢町も。そやけど、答弁が不正確です。やり直してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないです。今のクリーンセンターの前に、以前に、海山区のほうに、海山町のほうにございました。その当時からさせていただいたんで、おそらく、盆正月の時くらいはお世話になったかもわかりませんが、そういった形で以前から。いや、今の部分は不確かなので、削除します。そういった、いやいや、不確かなので。そういった意味では、やはり、つくるときには、その当時のですね、処理計画を先ほど申し上げたような排出のものを積算したうえで建設されたものと考えております。

北村博司議長

東 篤布議員。

10番 東 篤布議員

当町、いわゆる旧長島町・海山町では、海洋投棄はなかったですけれども、処理しきれない場合には、近隣の海洋投棄の業者さんをお願いしておった経緯もあろうかと思うのでございます。そこで、先ほどの質問なんですけれどもね、それが終わったと、なくなった。そうすると、当然、先ほど、町長が白状しますとおっしゃった、これ白状ではないで、何ですか、盆正、キャパいっぱいときはお願いしておった。それがなくなったら、当然、その分大変になってくるんですから、先ほどの僕の質問は、そうなった時点で、当町のクリーンセンターのキャパを大きくするための何らかの処置を講じられたのかどうかという

点を質問したのであります。その点を明確に答えてもらえるように、議長から指示をお願いします。

北村博司議長

まず、井谷課長、先ほど、平成6年云々といったのは、明らかに、私もかかわっていましたから、広域組合に、し尿処理共同処理組合かな。明らかに間違っていますから、それを撤回するなり、訂正するなりしたうえで、そのキャパの問題ですね。キャパシティ、能力、容量やね。先にまず訂正してください。

井谷課長。

井谷 哲環境管理課長

先ほど言いました、平成6年3月からこのクリーンセンターが完成してからは、海洋投棄はしておりません。このクリーンセンターの中で処理はされております。なので、海洋投棄がいつなくなったかというのは、先ほど、以前という話をさせていただきましたが、再度、以前というやつを訂正させていただきます。また、再度確認しまして、回答したいと思います。以上です。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

し尿、浄化槽汚泥の排出なんですけど、平成6年にそのクリーンセンターを建てるときにはですね、その一般廃棄物処理計画で、その排出量を計算したうえで、盆も正月も入れてやって、その枠の中で建設されておりますので、その部分では、そういう処理計画に基づいて、排出量に等しいクリーンセンターを建設したのと考えております。

北村博司議長

東 篤布議員。

10番 東 篤布議員

課長、町長ありがとう。課長を責めるわけじゃないけど、やはり、歴史的な認識というのはですね、なったばかりですからね、浅かろうと思いますよ。責めとるんじゃないよ、課長ね。気を悪くしたらあかんよ。ですからね、そういった課長に、これだけの大きな権限をね、権限というか、責任の重い仕事はさせないほうがいいんじゃないかな。せめて副町長くらいやらないかんと思いますよ。じゃないと、課長がかわいそうや。あとから、何かのことあったら、お前何聞いてきたんだと課長は責められんなん。そういうことはやめ

ていただきたい。ただ、そこでですね、住民サービスの点が、いわゆる住民から不満があった、それぞれの市町にお尋ねになったと、こうお答えになりましたけれども、具体的にどういった不満があったのかという点をですね、再度、お聞かせ願いたい。そして、それ以後、既存の業者さん呼んで注意もされた。いわゆる、こうおっしゃったね。そこで確約書を出すように指導した。その確約書の中身ですけれども、どういった点をですね、町長のほうから、住民の声を聴き、それを既存の業者さんにお話ししたのか。どういった点をお話されて、どういった点を改善、改善命令ではないですけれども、改善を要望したところ、確約書が出てきた、その点、どういった点を確約されたのかという点をお聞かせ願いたい。これが2回目の質問の第1点。

3つ目でございますけれども、いわゆる前者議員と重なりますけれども、競争原理が働かないんだと。

もとい、副町長の答弁に疑問を持ったんです。阿久根市とは、全く当町とは違うんだと、こうおっしゃった。でもですよ、現状、その当時の阿久根市の現状と、今現在の当町の現状とを比べると同じなんですよ。そのあとが違う。向こうは、いわゆる受け付けた時点で、これを受け付けるためには、何をせねばならんかという点を考えられた点、だから、条例を改正されているわけです。そして、許可を出した。でしょう。最初のスタートは同じですけれども、歩んでいる道すがらは違ったよと。いいですか。向こうは条例を修正してでも許可を受け付けようと右の道へ行った。うちは頭から不許可するつもりで条例改正すらされていない。であるならば、そこから阿久根市とうちと取った道筋が変わってきたわけです。スタートの時点は同じであったと、こう判断しておりますよ。申し上げておきます。これは質問ではございませんがね。

2点目の質問ですが、競争原理が働かない。そして、また町長は単価には口は出しておられないと、こう新聞にも書いていますけれども、いいですか、他のごみ収集にしても、単価を決めると思うんやな。これについては、単価に口を出していない。競争原理が働かないんだと。いいですか。よく聞いてくださいよ。でも、2社おられますね。海山区、長島区、ということは、2人で単価を決めなさい。談合をあっせんしているんですかということになりはしませんか、町長。町でね、最終処分場のキャパも決まっておるんだと。これには2トン車が何台、3トン車が何台いるんだという過去の実績を踏まえて、他の市町村の経緯も踏まえて台数を決めて、そのうえで適正な単価を町がして、申込み、募集して、決めていくならいいですよ。単価も決めずに、最終処分場の容量は決まっていませんね。

車の台数も決めていないよと、いいですか、それに単価を決めずに、2社おるんですよ。1社じゃないんですよ。どこでどうやって単価を決めるんですか。

それともう1点申し上げておきます。これは質問ですよ。長島の業者さんに海山で島勝まで、白浦まで大丈夫かと。単価の設定というのは、今、三重県におきましてもですね、このエリアは紀北エリアとあって、どこまで走っても一緒なの、単価は。いいですか。あそこが1キロ多いから、2キロ多いからって、そんな民間の業者みたいなことは言いません。今、お上はそういった大きな意味での単価設定をしております。町もそれに右へ倣えをして、当然、単価設定をしていくべきだと思います。であるならば、先ほど、町長がお答えになった住民に不便をかけるでしょう。その単価じゃ業者は大変でしょうというのはお答えにはなっていない。こういうふうに考えます。それについて、どうお考えでしょうかという点。いいですか。談合になりはせんのですかという話、大事ですからお答えください。3点ございましたね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

口頭ではですね、いろいろとお話はさせていただきました。その中で確約書につきましては、領収書の件も書いてありましたので、領収書を確実に発行するようなこと、それから、清掃行政の代行機関としての自覚を持ちですね、常に公衆衛生上と、さらなる住民へのサービスの向上に努め、業務を遂行してまいります。許可要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法施行規則、紀北町し尿処理条例及び規則等を遵守いたしますということで、確約書は取らせていただいておりますが、そのこと以外にもですね、議会のほうに出された陳情書もございます。そういったことも苦情があるよということで、口頭で十分お話をさせていただきましたうえで、それらを総括した確約書を取らせていただきました。以上でございます。

それと、阿久根市の部分はまた、まずは計画を変えてからしたことと、我々は今、現状の中での計画の中での判断ということでございます。それと、単価がですね、それぞれ紀北町の中でも同じじゃないかと、確かにし尿はそうなんですけど、合併処理はそれぞれの事情もあって、単価が多少違うようにも思いますが、それはそれぞれの処理の仕方等もあるかと思えます。そういう意味で、独占とかそういった意味ではないと思えます。阿久根市のことをもう一遍、副町長から。

北村博司議長

下田副町長。

下田二一副町長

阿久根市の件のことにつきまして、ちょっと補足させていただきます。阿久根市のほうの判断は、ちょっと私どもの知る由がないのですが、当然、変更しなくてはいけない事情が発生しまして、判断をされて、変更されて、その変更というのが、制限を外そうということだったと思いますけれども、それをされた後での処分について、変更された後の計画に沿ってされているということでございます。ちょっとわかりにくいかも知れませんが、そういう状況がございませんでしたので、施設を建て替えるとかそういう事情がございませんでしたので、計画の変更に至る理由がございませんでしたので、前の計画のままでおりまして、それに沿って、処分をさせていただいていると。どちらもその処分の判断をした時点の計画に沿ってさせていただいたという点で同じという意味で申し上げさせていただきますので、よろしく申し上げます。

北村博司議長

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

談合に当たらないと思う。当然ね、談合しろとか、単価、あんたら2人で話して決めなよと、儲かるように決めたらいいんだと、そんなこと言わない。結果としてね、そういうふうになるでしょうということを予測して、そういうお二方にさせるということは、談合を推し進めたのと同じことなんです。そういう認識を持っておいってください。

それと、副町長の答弁、ちょっと駄目やなど。いいですか。まず、計画をね、建て替えたなら、変更の必要があったけれども、当町は計画の変更がないから、計画を変更する予定がないから、計画を変更しなかった。だから、許可を与えなかった。こういう論法になります。いいですか。ということは、住民の声を聴いていないということになりはしませんか。いいですか。なぜ、今回、住民の声が起こったかという、まず、町長がお答えになった。キャパが一杯なんだと。これだけしか受け入れられないんだと。平成6年に事業をするときに、これだけの量が出るから、この施設、だから、海洋投棄はしていません。そこで答えが出ている。1日の受け入れトン数が出てきた。今現在の住民の不満の声を聴くならば、いいですか、量が増えておる。だから、間に合わない。なぜ、間に合わないか。

いや、間に合っています。クリーンセンターね。間に合っているように見えるんです。1日の収集量を減らしておるから。だから、住民を待たせるから不満が出てくる。というならば、いわゆる町の収集、最終処分ですね、事業計画の見直しが必要なんです。今後、この最終処分場のクリーンセンターの、いろいろ機械も傷んできています。これは計画を変えていかなあかん。もう少しね、能力の70%、60%で考えていかないとですね、いろんな諸事情があります。例えば、災害で床上、床下になったら、かなりの量を吸い取って持っていかないかんことになる。川に流すわけにいかんのやから。だから、そういう計画をお持ちかどうかという点をですね、聞いておきます。

それと、いいですか、阿久根市のように計画を見直しておれば、許可が与えられたんです。だから、例えば、今回、もし仮にですよ、この予算が否決されたとします。そうしたときには、この原告と話してね、この裁判を取り下げてもらいな。この許可制度の見直し、一般廃棄物処理基本計画の見直しをかけたうえで、もう一度、話し合いをしましょうと。そうすれば、阿久根市のように許可を与えることができるんでしょう。じゃあ、金も要らへんし、住民と争うこともあらへん。だから、今回は議会に否決されてもね、決して、諦めんな、いい方向にいかなあかん。多分、否決されるよ、これ。やるべきことをやっていないんやもん。でしょう。住民から不満があがってきた。その声をくみ取っておれば、自ずと答えが出ておったじゃないですか。だから、町もキャパを広げるんで待ってください。車も増やします。単価についても、この基本計画の見直しに、もうちょっと考えますと。問題が起こらなかった。それから、もし仮に、それであっても、こういう裁判になってきたでしょう。許可したあとですよ。十分基本計画の見直しを立ててやったんだから、許可を与えて何ら問題はないでしょうということ、阿久根市のように勝訴するんじゃないですか。この訴訟費がもったいないとか、そうじゃないんです。住民と係争することが問題だと、こう言っているんです。

もう一遍整理するけれども、住民の声を聴いていなかったという点。それと、談合に当たらないというけれども、結果はそうになってしまうということは、見て見ぬふりをしておったということと同じじゃないかと思えます。

先ほど、確約書の中身の説明も求めましたけれども、何ら中身に触れられず、住民から不満があるから直しなさい、ああ、直します、努力します、それは言葉なん。だから、具体的に中身はどうであったのかという点。例えばですよ、料金下げますという話が出たのか。車の台数を増やしますと言ったのか。電話があつたら即行きます。そういうふうな確

約書、厳守しますとかね、そういう玉虫色の答えではですね、駄目です。その点、明確にですね、お答え願いたい。もう3点目になりますのでね。もう一度、もし今回否決されたらね、予算が通らなかったら、町長、もう一遍、事業計画見直しする気がありますか。一般廃棄物基本計画、この気持ちがあれば、この裁判消えますよ。当然。どうですか、皆さん。住民の不満の声は、今回の業者さんの許可を与えても与えなくても不満は消えません。なぜならば、クリーンセンターに問題があるから。これを見直しをかけようとするならば、一般廃棄物の処理計画から見直していかなあかん。この計画を見直しておけば、住民の不満も消えるし、今回の新規業者の申し入れもなくなるやもしれん。もし、新規業者の参入があったとしても、受け入れることは可能です。だから、当然、今回は一般廃棄物の処理基本計画の見直しに入るべきです。入るということを明確に町長がおっしゃっていただければ、業者の方もこの裁判取り下げてくれる、こう思いますよ。どうでしょうか、町長。最後の1点に絞って、もう一度、基本計画を見直すお気持ちがおありでしょうか。これがなかったら、町長、今の住民の不満が解消せんよ。容量がないんだから。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、以前、この間の全員協議会でもお話をさせていただいておりますが、一般廃棄物のですね、浄化槽汚泥排出、そういったものがございます。そういった中で我々としたら、計画というものを24年の3月に見直した中で、処理場を建設していきたいと、そういう中で一般廃棄物処理計画全体をですね、処理場建設と共に見直す時期があるのではないかとということでございます。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。ありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を。

(「動議」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

動議ですか。奥村武生議員、動議のまず趣旨を一部述べてください。賛成議員がおるか
どうか。

9番 奥村武生議員

趣旨はですね、議案第54号についての動議を提出します。継続審議の動議を提出したい
と思います。

北村博司議長

賛成議員はありませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

所定の賛成者がございました。

ただいま、奥村武生議員、ただいまの動議に賛成者がありましたので、お諮りします。

奥村武生議員から、現在、審議中の議案第54号について、継続審査の動議が提出されま
した。これに賛成の方の挙手を求めます。賛成者、挙手願います。

(少 数 挙 手)

北村博司議長

賛成少数。

以上で動議が否決されました。

では、以上で質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

時間もかなり過ぎましたので、端的に反対討論を行います。今回の町長の提案は、議員
に説明もしないと言ってもいいほどのことでありまして、まして、この行政の長、副町長
が議員を区別して、議長に相談もせず、このような議会制民主主義の根幹を揺るがすよう
な行為をしたことは、断じて許されるべきではありません。また、先ほど、議員の中から、
町長の目線というんですか、町民に対する目線は、口先とは全く逆で、既存の業者の異常
な、既存の業者に肩を持つとか、既存の業者の目線、既存の業者のためにと言っても過言
ではないような答弁でありました。やはり、もう少し今後は町民のため、町民の目線とい
う、自分の言ったことを忠実に守っていただきたいと思います。何はともあれ、今回は、
この54号の予算の判断材料がなく、説明責任もしていないということで、非常に残念では
ありますが、賛同をさせていただくことはできませんので、反対討論とさせていただきます

す。

北村博司議長

傍聴席、拍手等の賛否を表現するのはお控えください。

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

太田哲生君。

4番 太田哲生議員

議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）について、賛成討論を行います。補正第6号は、環境関係訴訟事業に要する経費であります。内容といたしましては、一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件でありまして、町長の公益的判断に委ねられた裁量処分が裁量権の逸脱濫用であり違法であるとの訴えであると思っております。行政行為は法律等に基づき、法律等に従って行われますが、法律等による行政行為の拘束の程度、対応は一律ではありません。法律等が行政行為の要件や内容について、一義的に拘束している場合と行政庁の裁量の余地を広く認めている場合があります。一義的に拘束している場合を法規裁量、裁量の余地を広く認めている場合を自由裁量といわれております。自由裁量につきましては、行政庁の判断に委ねられていますが、裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができます。このことは行政事件訴訟法第30条に規定されております。このたび、紀北町の裁量処分について、原告から一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件として、津地方裁判所に提訴され、紀北町が被告となりました。そこで、紀北町としましては、一般廃棄物収集運搬業不許可の裁量処分について、裁量権の範囲をこえ又その濫用があったかどうかについて、司法の判断を受ける必要があります。要するに、原告、被告、両者とも、公開の場で真実を述べ、この裁量処分は合法であるのか、または違法であるのか、裁判を通じて明らかにしたほうが良いと考えております。

そして、裁判を受けるには、町の職員でも可能ではありますが、一般的には、弁護士などの裁判の専門家に委託します。また、町の職員は行政職員であり、裁判の専門家ではありません。町職員にとりまして、町職員に失礼ではありますが、法廷での間違いは許されません。町職員にとりまして、あまりにも負担が大きすぎます。裁判を専門家に委託し、裁判をするには、当然、費用がかかります。このことは町行政にとりまして、必要な経費であり、今回の補正予算に適正に計上されております。

これらのことから、議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）につい

て、賛成させていただきます。以上でございます。

北村博司議長

次に、原案に反対討論される方はございますか。

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

反対討論は1人でいいと思ったけどな、賛成討論もおったので。いやいや、上手な賛成討論やったけど、争点が間違っておる。行政のサイドに立って、行政を守ろうというんであればね、今の賛成討論は間違いではないけれども、これはね、住民サービスの向上を目指してね、議論している場なんです。喧嘩じゃないんですよ。私は今回どうにか双方に傷をつけん方法を何かということをおね、心を痛めておるわけです。他の議員もそうだと思いますよ。勝ち負けじゃないんです。住民サービスを向上して、既存の業者も、今度、新規の業者さんもうまくいくには、どういった、方法がなかろうかと、こういったことをね、話し合っていくのが議会なんです。勝ち負けを争う場じゃない。余談ですけどね。

いわゆる、今回の裁判につきましてはですね、裁判が起こる以前の問題でして、町長がですね、もう一度、この基本計画を見直そう、こういう気持ちになっていただければね、いかような方法論も、これだけの大勢の議員さんがおられるんですから、できるんじゃないかと、こう思います。意思が強いのとね、ちょっと頭が固いのはちょっと違うんでしてね、やはり、その方向性を間違わないときにはいいですよ。羅針盤を持って船を進めていくんです。でも、台風が来たらね、この進路でいいかどうか迷うんですよ。船長は誰でもね。その時に聞くのはね、副長もおるわけです。議会がおるわけです。どうや皆さん、この進路でええか、悪いか、それで聴く耳を持って、住民の声を聴いて、修正が必要なら、新たに方向転換をしていく、これが決断であり、勇気なんです。私はそう思います。だから、細かいことは言いません。やはり、住民との係争、争いごとは避けて、住民サービスにつながって、既存の業者さんにも、新規の業者さんにも良い方法はないかということはおね、新たに基本計画の見直しをすること、その決断をされれば、この裁判はなくなります。そうでしょう。そういった点で、私はこの争いを避けるために、この予算に反対させていただきます。以上です。

北村博司議長

再度、ご注意ください。傍聴者は賛否の態度を表さないでください。

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今回の議案第54号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第6号）に対しての賛成討論をさせていただきます。

今回の上程された一般会計補正予算に対しては、私は本当に決断するまでは苦しい選択の道のみでございました。それは、町民に対しては、町民の立場に立った場合にどうか、また、申請業者側に立った場合はどうか、また、既存の業者の立場に立った場合はどうかという、3者の立場に立った場合には、3者それぞれの立場の意見は、それなりの理由をもって、また、正当な言い分がわかるからであります。そのような状況の下で、いろいろな角度から考え、私なりに判断しました。

まず、こういう問題は、行政側であり、また、執行権を持っている町長に大きなものがあると思います。それはですね、今まで町民側に立った場合は、やはり、町民の、町長が言っている住民目線という中での、町民に対するサービス向上にもつながります。また、申請業者の方が新たに入った場合は、これも町民のサービス向上につながってくるからと。

しかし、既存の業者には、また、執行者として、許可権を与える町長の責任はあると思います。また、その総合的な考えの中でですね、お互いに人口がドンドンドンドンと増えている市町であれば、これは新しい業者も必要かと思えます。しかし、今、紀北町はドンドンと過疎化になっております。収集する運搬の量も減っております。その中で、この既存の業者の方々も今を確立するまでに、やり始めてからは大変な苦労があったかと思えます。また、行政側のいろいろな指導、また、助言を受けながらですね、今の確立をつくってきたんじゃないかなという、既存業者に対する、私は配慮も必要かと思えます。

しかしですね、こういう申請業務の中で、私はこれから1つの提言をしてですね、また、この問題に関しては賛成したいと思えます。それは、このような許可権の問題はですね、やはり、申請業者と何回か話をしながらですね、また、町行政、許認可を与える立場の執行者としてはね、やはり、既存の業者、また、申請の業者の話し合いの場を持つなり、申請業者に納得ができるね、これではもう申請しても駄目だなというような納得をする場を、やはり、行政も入って、その3者会談をやるなり、やはり、申請業者の立場と考えを十分に聴き、その答えがですね、仮に不許可になるにしたって、申請業者が納得いくような行政をやっていただきたい。やはり、今回も一番の問題はこの申請業者によって、何が起こるかということは、町民に対してはいいことなんですね。サービス向上につながる。しか

し、反面、また許可を与えた町長の、既存の業者たちに、それによって弊害が起きて、また、いろんなサービスの向上はいいけれども、つぶれるようなことがあっては、既存の業者に申し訳がない。そういう立場もよくわかります。だから、これからはですね、やはり、申請業務の中でただ受付をして、四角四面の形をもって申請業者に返答するんじゃなくて、やはり、申請業者の納得がいくようなことをもって回答させていただくということに心掛けていただきたい。そして、もう二度と町民から訴えられるようなことはしてほしくないです。

やはり、今回、紀北町はですよ、紀北町になってから、お魚らんの補償問題、公金差止、産廃問題はもう合併前からです。そして、今回、4つある。こんなようなね、もう前から私も何回も言っているけど、訴訟、訴訟につながるような行政は、本当にもうこれで打ち止め、どうしても訴えられる場合はしょうがないけど、できるだけ、これを大きな例としてですね、執行者側も、四角四面の答えだけじゃなくて、やっぱり、そういう配慮を持った行政をやっていただきたい。

そして、私は、議員の方々には、言っておきたいのですが、今まで言った訴訟に関しては、皆一貫して、訴えられれば、応訴をしなきゃならんだろうと、応訴をやって当然なんだということで、今までの議員さんが皆これを認めてきた経緯がある。そして、今回は、問題はちょっと違うかなといいながらも、意見が分かれるというのは、私はおかしいと思う。だから、やはり、今までのやっぱり議会の皆さんの持ってきた行為もですね、やっぱりきちんとした1つの形にしておいて、私は決断をしていただきたいと思います。だから、こういう提言をいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

北村博司議長

次に、反対討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で討論を終結いたします。

採決いたします。なおですね、挙手採決ですが、明確にわかるようにきちんと挙げてください。途中で上げ下げすることのないように、あらかじめ申し上げておきます。

お諮りします。

日程第5 議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

北村博司議長

挙手少数。

したがいまして、本案は原案を否決することと決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

北村博司議長

以上で、本日の会議を閉じます。

それでは、これで平成25年第5回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 0時 42分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 25年 11月 28日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 入江康仁